

大垣市開発行為等許可申請手数料納付済確認書						
納付者	住所	〇〇市〇〇町〇〇番地		開発敷地面積	実測面積を記入 〇,〇〇〇.〇〇 m ²	
	氏名	〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇				
開発建築	行為地	大垣市〇〇町〇丁目〇〇番及び〇〇番		納付金額	130,000 円	
条 文	内 容	面 積	金 額	条 文	面 積	金 額
都市計画法 第29条第1項	自己居住用 (自己業務用) [非自己用]	0.1ha 未満	8,600 (13,000) [86,000]	盛土規制法 第18条第1項 第37条第1項	1,000m ² 以下	2,900
		0.1ha 以上 0.3ha 未満	22,000 (30,000) [130,000]		1,000m ² 超 2,000m ² 以下	3,400
		0.3ha 以上 0.6ha 未満	43,000 (65,000) [190,000]		2,000m ² 超 3,000m ² 以下	4,000
		0.6ha 以上 1ha 未満	86,000 (120,000) [260,000]		3,000m ² 超 20,000m ² 以下	5,700
		1ha 以上 3ha 未満	130,000 (200,000) [390,000]		20,000m ² 超 40,000m ² 以下	11,000
		3ha 以上 6ha 未満	170,000 (270,000) [510,000]		40,000m ² 超 70,000m ² 以下	23,000
		6ha 以上 10ha 未満	220,000 (340,000) [660,000]		70,000m ² 超 100,000m ² 以下	40,000
		10ha 以上	300,000 (480,000) [870,000]		100,000m ² 超	57,000
第35条の2	設計変更		上記の1/10	該当金額を囲んでください		
	区域編入		編入区域の 面積に応じ 上記の額			
	その他		10,000			
第41条第2項			46,000			
第42条第1項			26,000			
第43条	0.1ha 未満		6,900			
	0.1ha 以上 0.3ha 未満		18,000			
	0.3ha 以上 0.6ha 未満		39,000			
	0.6ha 以上 1ha 未満		69,000			
	1ha 以上		97,000			
第45条	自己居住用		1,700	※市受付		領収書確認者氏名
	自己業務用	1ha 未満	1,700			氏 名
		1ha 以上	2,700			
非自己用		17,000				
第47条第5項	開発登録簿の写	1 枚	470			印
省令第60条	適合証明	1 通	350			

備考 1 領収書の原本を係員に提示してください。

2 第35条の2においては、それぞれを合算した額とする。ただし、その額が87万円を超えるときは、87万円とする。
(金額は平成14年4月1日現在)

1、大垣市手数料徴収条例第2条の開発行為変更許可申請手数料の取扱いについて。

変更許可申請手数料は下記により取扱う。

変 更 理 由		手 数 料
イ、設 計 変 更	・開発区域の面積に応じ規定する額の10分の1	・イ、ロ、ハ、の額の合算額(ただし87万円をこえない範囲とする。)
ロ、新たな土地の開発区域への編入による変更[法第30条第1項第1号―第4号]	・新たに編入される開発区域の面積に応じ規定する額	
ハ、その他の変更	10,000 円	

1、イ、の設計変更

=① 設計内容の変更

2、ハ、のその他の変更

=① 公共施設の管理者及び土地の帰属に関する事務の変更

② 予定建築物等の用途の変更

③ 工区の変更

④ 資金計画の変更

⑤ 工事施行者の変更